

# 判決要約

No. 300

番号	概要	キーワード
1 事件番号(裁判所)		4 被告(被控訴人)
2 判決言渡日(判決)		5 出願番号等
3 原告(控訴人)		6 要約

300 - 1	訂正された本件発明は進歩性がないとした異議の決定が取り消された	進歩性、構成の組合せが不特定の引例、発明阻害を示唆する引例
------------	---------------------------------	-------------------------------

1 平13(行ケ)64号(東高13民) 2 平15.3.24(認容) 3 (株)キッツ 4 特許庁長官 5 特許2939644号(異議2000-70785) 6 概要:取消事由1として本件発明と引例との相違点1の判断が争われた。	他方、引例2には、中空糸に用いられる樹脂として6種類の有機高分子樹脂群のほか無機系の樹脂群等多数のものが挙げられており、中空糸端部を固定する封止剤として、フッ素系樹脂、オレフィン系樹脂等6種類の有機高分子樹脂群があげられているから、このような中空糸および封止剤に用いる樹脂の組合せはきわめて多数に上り、たまたま二つの実施例が中空糸および封止剤の双方に同じフッ素系の樹脂を選択する組合せを採用しているからといって、引例2が中空糸および封止剤の双方に同一系統の樹脂を選択して組み合わせるべきことまでを開示しているということとはできない。
本件特許成立の経緯:本件特許は設定登録されたのち、特許異議の申立がされ、明細書の訂正がなされたが、審理の結果、訂正を認める。本件特許を取消すとした決定がされた。	引例1には、中空糸と封止剤とが液密的に熱融着し得ない樹脂の組合せは、引例1の発明にあたらないものとして排除する記載があり、引例1に接した当事者にとって両者が熱融着しない事が周知であるポリエチレンとポリプロピレンの組合せに想到することは引例1自身によって阻害されているといふべきである。
本件発明の要旨:高分子材料よりなる複数の中空糸膜を結束し、この中空糸膜の結束端部における中空糸膜相互の隙間を封止剤によって封止し、かつ結束端部を封止した中空糸膜をハウジングに収納した中空糸型膜分離ユニットにおいて、上記中空糸膜の材質をオレフィン系樹脂のうちポリプロピレンとし、かつ封止剤の材質をオレフィン系樹脂のうちポリエチレンとすると共に、この封止剤の融点は、中空糸膜の融点より低温域であり、その加工温度は、中空糸膜の融点より低く、かつ封止剤の融点以上の雰囲気下の温度であり、この加工温度で封止剤と中空糸膜結束端部を加熱し、中空糸膜端部を溶融させることなく封止剤を溶融流動状態にした後に、封止剤を冷却固化させて中空糸膜の結束端部の中空糸膜相互の隙間を封止し、更に、分離ユニットを構成する接液部材であるハウジングを、前記封止剤や中空糸膜と同一系統のオレフィン系樹脂で成形したことを特徴とする中空糸膜分離ユニット。	引例2においては上記のとおり中空糸および封止剤の双方の素材としてオレフィン系樹脂を選択する組合せが開示されている。しかしながら引例2において中空糸および封止剤に用いる樹脂の組合せはきわめて多数に上るから、単に中空糸および封止剤の双方にオレフィン系樹脂を選択する組合せが記載されているからといって、ポリエチレンとポリプロピレンの組合せに容易に想到し得ないことに加え、引例1は、上記のとおり当事者にとって中空糸と封止剤とが液密的に熱融着し得ない樹脂の組合せに想到することを阻害しているから、この点でも中空糸にポリプロピレンを採用し、封止剤にポリエチレンを採用するという本件発明の構成は、当事者にとって容易に想到し得るものというとはできない。
判決の要点:引例2には中空糸及び封止剤の双方に同一系統の樹脂を選択する組合せがよいとの明示的記載がないところ、被告は、引例2に記載された二つの実施例がこのことを示唆していると主張する。そしてこの実施例に同じフッ素系の樹脂を選択する組合せが採用されている。	(特29条2項)重要度☆ (星野 昇)

300 - 2	本件発明「エアフィルタ装置」と「フィルタエレメント」に関する特許権について侵害差止等請求が棄却された事例	権利の濫用 無効理由の明白性
------------	--	-------------------

1 平13(ワ)15276号(東地29民) 2 平15.3.12(棄却) 3 ドナルドソン カンパニー インコーポレイティド 日本ドナルドソン(株) 4 (株)マーレテネックス 5 特許2605072号、2688479号 6 事案の概要:原告ドナルドソンは、エアフィルタ装置とフィルタエレメントに関する二つの特許権を有し、もう一方の原告日本ドナルドソンは、その独占的通常実施権を有する。後者の特許は、前者の出願の分割出願に係る特許権である。被告は、被告製品を業として製造および販売し、また、その所有に係る被告製品を占有している。被告製品は、いすゞ「フォワード」、日産ディーゼル「コンドル」などに使われていた。原告等は、被告の行為が、特許権または独占的通常使用権を侵害するとして、被告に対して、その製造販売の差し止めと損害賠償を求めた。被告は、これに対して、被告の製品は、原告の特許発明の技術範囲に属さず、各特許には明白な無効理由が存在し、権利の濫用を主張した。	かな無効理由があるか否かと、④損害の額とが争点となった。
争点:①被告製品が二つの特許発明1,2の何れかの技術的範囲に属するか否かと、②被告製品を製造する行為が特許権1の間接侵害を構成するか否かと、③本件特許1,2には、明ら	原告および被告の主張:原告および被告は、争点①~④について、全て争った。特に原告は、平成12年4月11日の最高裁判決に基づき、権利濫用の抗弁を適用するには、無効審判で無効の判断が確実に予見される程度に無効が明らかであることが必要であると主張した。
	判決:判決では、争点③についてのみ判断し、本件発明1は、乙11記載の発明と実質的に同一であり、少なくとも乙11記載の発明と乙3記載の発明とにより容易に発明することができるものであるとし、本件特許権1に基づく原告等の主張は、権利の濫用として許されないと判示した。また、本件特許発明2は、本件特許発明1とほぼ同一であり、同じ理由により、本件特許権2に基づく原告等の主張は、権利の濫用として許されないと判示した。その他の争点については、判断するまでもなく、本件請求は理由がないとして、原告の請求を全て棄却した。
	評釈:特許権侵害などに対する抗弁として、明らかな無効理由による権利濫用の抗弁が、有効に機能した判例と言える。 (平12.4.11最高裁判決、123条1項2号、29条1項3号) 重要度☆ (前田 均)

<p>300 - 3</p>	<p>本件考案「ストレッチフィルムによるトレー包装体」に関する無効審判の審決取消請求事件について原告の請求が認容された</p>	<p>登録無効 進歩性 容易想到性</p>
<p>1 平13(行ケ)412号(東高6民) 2 平15.4.22(認容) 3 全国農業協同組合連合会 4 鈴木健夫 5 登録実用新案1839235号 6 (1) 特許庁における手続の経緯: 被告は、考案の名称を「ストレッチフィルムによるトレー包装体」とする実用新案登録を受けた。原告は、本件登録を無効にすることについて審判の請求し、特許庁は「本件審判の請求は成り立たない」との審決をした。 (2) 実用新案登録請求の範囲: 平坦な底板と、底板の周囲から上方に拡傾斜して一体に延長された周壁と、周壁の上部外側面全周に形成された接着剤塗布面とを有し、未包装状態で多数個を積み重ねたとき、各接着剤塗布面が、上下方向に連続して露呈して略垂直な面として柱状を呈する如く形成され、その状態で接着剤を一括して塗布されたトレーと、上記トレー内に置かれた被包装物と、上記トレーの上面開口部をオーバーラップして被覆し、かつ、トレーの接着剤塗布面に接着剤を介して接着された周縁を有するストレッチフィルムとからなり、上記ストレッチフィルムは、その周縁を、トレーの接着剤塗布面に接着させた位置に接近した下側で、抵抗線により全周に亘って切断してあることを特徴とするストレッチフィルムによるトレー包装体。 (3) 争点に対する裁判所の判断: ①引用考案1は、本件接着剤塗布面構成及び本件形状構成のいずれも採用し得るものであり、かつ、これらは互いに排斥し合うものでも、一つを前提にのみ他方を採用し得るというものでもないから、刊行物から認定できる周知の技術事項を同時に勘案しつつ、引用</p>	<p>考案1及び引用考案2に接するとき、本件接着剤塗布面構成及び本件形状構成を同時に採用することは、当業者であればきわめて容易に想到することである。そして接着剤塗布面構成及び形状構成を同時に採用するとき、接着面として、トレー外側面のうち、底面と垂直をなす平坦面を選択することは、作業の容易性及び接着強度の確保等を考慮するときは、当然のことといえる範囲の事項である。周知技術事項を前提に、引用考案1、同2に接した当業者が、そこから接着剤塗布面構成及び形状構成を読み取り、これらを組み合わせ、本件考案の構成を想到することは、きわめて容易というべきである。 ②本件出願当時既に周知であった事項を前提に、引用考案1に引用考案2を適用することにより「トレーが、周壁の上部外側面全周に形成された接着剤塗布面を有し」との構成に至ることは、当業者にとってきわめて容易であり、同構成を有するトレーをフィルムで包装した場合に、相違点に係る「トレーの上面開口部をオーバーラップして被覆するフィルムが、トレーの接着剤塗布面に接着剤を介して接着された周縁を有する」との構成に至ることは必然である。また、引用考案1においては、フィルムとトレーの密着部に接近した下側で、フィルム周縁が抵抗線により全周にわたって切断されていると認めることができる。そうであれば引用考案1に引用考案2を適用することにより、本件接着剤塗布面構成に至った場合には、フィルムとトレーの密着部が「トレーの接着剤塗布面」となり、接着位置に接近した下側で、フィルムの周縁の抵抗線による全周に亘る切断が行われざるを得ないのであるから、審決の認定する相違点に係る構成に至ることも当然である。 (実3条2項, 37条1項2号) 重要度☆ (和泉 順一)</p>	
<p>300 - 4</p>	<p>本件発明「かき餅生地製造装置」に関する無効審判の審決取消請求事件について原告の請求が棄却された</p>	<p>差戻し審決に対する訴、審判請求書の補正、公然実施の判断基準、進歩性、人証</p>
<p>1 平13(行ケ)264号(東高6民) 2 平15.4.10(棄却) 3 (株)新井機械製作所 4 (株)オオヤマフーズマシナリー 5 特許2002526号 6 (1) 特許庁における手続の経緯: 原告は、発明の名称を「かき餅生地製造装置」とする特許の特許権者である。被告は本件特許を無効にすることについて審判請求し、特許庁は「本件審判の請求は成り立たない」との審決をした。被告は東京高裁に取消を求める訴えを提起し、同裁判所は審決を取り消すとの判決を言い渡した。原告は最高裁に上告及び上告受理の申立てをしたが、最高裁は上告を棄却し、申立ては不受理とした。特許庁は審決が東京高裁により取り消されたのを受けて、改めて審理し、「特許を無効とする。」との審決をした。 (2) 争点に対する裁判所の判断: ①理由補充書をもってする補正による要旨変更について 被告は、審判請求書におけるその請求の理由を、その後、理由補充書により、その請求理由を変更する補正をした。しかし、無効審判の請求がなされたのは平成10年8月25日であるから改正前の特許法が適用されることになる。改正前の特許法によれば請求の理由の要旨を変更する審判請求書の補正は許容されているから、仮に被告が理由補充書により請求の要旨を変更したことになるとしても、これを違法ということができない。 ②取消事由(引用発明を公然実施された発明であると認定した誤り)について 審決は、審判手続における証人の証言及び証明書に基づき、本件装置は、昭和47年に(株)みながわ製菓に納入され、試運転及びその後の営業運転が公然と行われたものであるとし、その構造を認定した。当裁判所もこの認定判断に誤りはない、と判断する。 a) 証明書の信用性について 原告は、証明書の写真には、チェーン方式によるものと、クランク方式によるものと2種類の「かき餅生地製造機械」が撮影されていることを挙げ、証明書は信用することができない、と主張する。しかし、本件装置は、設置されてから1年以内にチェーン方式からク</p>	<p>ランク方式に交換されたものであることが証人の証言により認められる。証明書に両方を撮影した写真が付されていたとしても、そのことにより証明書の信用性が損なわれるものではない。 b) 本件装置の営業運転について 原告は、証明書には試運転されたとの記載があるだけで、営業運転された記載がない、と主張する。しかし、試運転はもともと営業運転をするためになされるものである。試運転がなされただけで営業運転に進まなかった、と考えさせる事情が認められない限り、試運転後に営業運転がされたと考えるのが自然である。試運転後に営業運転がなされたとの証人の証言は信用できるというべきである。 c) 引用発明の公然実施について 本件装置は、みながわ製菓の工場内にあり、不特定多数の一般人がいつでも自由に工場内に立ち入るという状況にあったわけではなく、特定の者に限定されていた可能性もないわけではない。しかし、このような場合でも工場内に設置された機械装置に具現された発明が公然実施されていたと認め得るかかどうかについては、工場の管理者が工場内に立ち入る者に対し、機械装置に具現化された技術内容を、原則として秘密にするとの方針の下に、何らかの必要な措置を取り、例えば、一般人による機械装置の見学は原則として認めない、との方針を取っていたか、それとも、工場内に立ち入る者に対し、機械装置に具現された技術内容を、原則として秘密にするとの措置を取らず、見学の希望があれば、不特定多数の一般人に対しても、機械装置を公開し、その機械装置の見学を自由に許すとの方針を取っていたかどうかを基準として区別すべきである。後者であれば、実際に工場に出入りした者が少数の特定の者にすぎなかったかどうか、あるいは、実際に希望をして見学に来た者がいたかどうかを問わず、公然実施されてきたものと認めるに十分というべきである。 (29条1項2号, 特29条2項, 特123条1項2号, 改正前特131条2項但書) 重要度☆☆ (和泉 順一)</p>	